

## 学界展望

### さいきんのラディズム研究

—Malcolm I. Thomis の3部作をめぐって—

武居良明

問題をイギリスに限ろう。ここ数年、それもこの1、2年のことだが、19世紀社会運動をめぐる根本史料および古典の翻刻がしきりとおこなわれるようになった。外書取次店の依頼原稿ではないので、各出版社の企画をズラリと列記する煩はさけたいが、あえてそれをやったならばかなりの紙幅を占めることになり、「紀要のありかたについて」などという教授会議題が早速登場するかもしれない。ともあれ、再版されるについては綿密な市場調査を前提とする、というイギリス出版界でのこと<sup>(1)</sup>、さいきんの19世紀社会運動関係出版物のはんらんは、よほどの理由あってのことに相違ない。『資本論』でのマルクスによる引用などをつうじてわが国にもなじみの深いユウア A. Ure、ギヤスケル P. Gaskell の代表作<sup>(2)</sup>のごとき、前者が1835年、後者が1836年の初版出版であるから、実に135年ぶりの再版ということになる。両著作をふくむ「キャス産業古典叢書」Cass Library of Industrial Classicsの企画顧問であるマンチェスター大学チヨロナー博士 Dr. W. H. Chaloner も、このたびの再版には、よほど感慨深いものがあるとみえて、大げさな身振りをまじえて語っておられた。

筆者自身、これらの企画が実現するにいたった理由ないし経過について少なからぬ情報もえており、いまこの場でそれらを紹介しコメントしたい、という気持ちにかられもするが、時に禁欲を守り、さきを急ぐことにしよう。

- (1) イギリスの出版界の事情については、博識をもって知られるチヨロナー博士より滞英中しばしばうかがったが、原則的には保守的である。だがこの伝統は、ペーパー・バック書のはんらんに象徴されるように、徐々に変わりつつあるということだった。
- (2) A. Ure, *The Philosophy of Manufacture*, 1835 (New impression, 1967); P. Gaskell, *Artisans and Machinery*, 1836 (New impression, 1968).

さて、こうした社会運動史関係史料の再版と相前後して、19世紀、とりわけその初期における社会運動の研究ないし、同研究を内にふくむ地方史研究および個別産業史研究が次々と出版されつつある。ホブズボウム E. J. Hobsbawm<sup>(1)</sup>、トムプスン E. P. Thompson<sup>(2)</sup>、ブリッグズ A. Briggs<sup>(3)</sup>、そしてここに紹介しようとするトミス M. I. Thomis<sup>(4)</sup>らの活躍がとりわけ目覚ましい。雑誌論文でならばともかく、単行本の形で19世紀前半の社会運動史研究が出版されたのは T. O. Darvall, *Popular Disturbances and Public Order in Regency England*, 1934——ちなみに、この書物も、1969年に35年ぶりに再版がでた——以来のことであり、ハモンド夫妻=ウェッブ夫妻 J. L. and B. Hammond<sup>(5)</sup>=S. and B. Webb<sup>(6)</sup>時代の再来ともいべき盛況である。ソ連邦の誕生、第一次大戦後のイギリス経済の回復なき停滞、失業、ゼ

ネ・スト、といった内外の情勢が両夫妻をかりたてて社会運動の史的反省へとむかわしめたとするならば、このたびの盛況は、前回にもまして深刻な社会的危機を背景にひき起されたといわねばなるまい。それは産業革命以来の危機といえなくもないであろう。しかも、社会体制の差異をこえて拡張し、容易に出口を見いだしえぬ社会的危機下においてである。

- (1) E. J. Hobsbawm, *Labouring Men*, 1964. 鈴木・永井訳『イギリス労働史研究』1968. これは論文集であるが、そのなかばは19世紀労働運動史にかんするものである。同一著者によるものに、*Labour's Turning Point 1880—1900*, 1948; *Primitive Revels*, 1961. 青木編訳『反抗の原初的形態』1971 (全9章のうち、5つの章のみが訳出されている) などがあり、いずれも19世紀社会・労働運動史にかんするものである。
- (2) E. P. Thompson, *The Making of the English Working Class*, 1964.
- (3) A. Briggs and J. Saville (ed.), *Essays in Labour History*, 1967. この書物は、労働運動史を中心とする19世紀経済史研究家として高名のある A. ブリッグズ教授 (サンックス大学副総長) が、G. D. H. Cole の古希を記念して編んだ論文集である。
- (4) M. I. Thomis, *Politics and Society in Nottingham 1785—1835*, 1969 (以下『政治』と略記); do., *The Luddites*, 1970 (以下『ラダイツ』と略記). なお、かれの処女出版である *Old Nottingham*, 1968 (以下『ノティンガム』と略記) の末尾数章は、19世紀社会運動をめぐる叙述である。
- (5) ハモンド夫妻の数多い著作のなかから、特に次の2冊をあげておく。J. L. and B. Hammond, *The Skilled Labourer 1760—1832*, 1919; *The Age of the Chartists 1832—1854*, 1930. ちなみに、これら2著作をふくむハモンド夫妻の著作のほとんどすべてが1967年に、ニュー・ヨークより再版された。
- (6) S. and B. Webb, *The History of Trade Unionism*, 1920.

☆ ☆ ☆

19世紀初期社会運動のもつ複雑さがひととおりのものでないということは、筆者も別の機会に述べた<sup>4)</sup>、また続稿においてもふれるつもりである。この複雑さが「世界の工場」への導入部によってかき消されてしまうならば、その産業革命史は、とうてい、ことの全面を伝えたことにはならないし、同様にして工場労働者の悲慘さのみによって当時の社会問題を語りつくしたと考えるならば、産業革命期に固有の社会運動は根無し草のようなものになってしまうであろう。というのは、この時期の社会運動は、経営規模を異にする前貸人——史料上の用語では主として manufacturer——諸層、小生産者、工場主、労働者、以上4者——地主、借地農民を別にして——の緊張関係の産物であり、とりわけ小生産者をぬきにしては、反穀物法運動、都市改革運動を除くいっさいの運動について語るができないからである。

- (1) 拙著『産業革命と小経営の終焉』1971年、の随所、とりわけ第3章参照。

運動の主体が小生産者であってみれば容易に想像もつこうが、19世紀初期社会運動の基調は反進歩であり、運動の類型としては「千年至福運動」millenarianism ないし社会的山賊 (ファミア) 運動であって、当時抬頭しつつあった綿紡績工などによる本来の労働運動の前身とは異質である。かれらの眼には、工場制度を不動の外枠とみなし、その中で、雇主からより良い労働条件と賃金をえようとする工場労働者=綿紡績工の労働運動は敗北者たちの運動と映じたに相違ない。というのは、小生産者の運動は、相対的に高い賃金を支給する工場主——これについては、当時の少なからざる『〔下院〕特別委員会報告書』が、また当時

の著述家たちが語っている——の吸引に屈することなく、伝統的小経営を守りつづけるところにはじまったからである。附言すべき点は、いま敗北者ときめつけた工場労働者中の一部のものも、マッソン A. E. Musson の指摘するように<sup>(1)</sup>、至福千年主義者であって、小生産者への復帰を夢みつつ「一人の親方の監視下での集団作業」——工場内官僚制——に耐えつづけたということである。ところで、これら小生産者層ないしそれへの復帰を求める工場労働者層の反進歩主義は、「後発的先進国民」たるわれわれがともすれば類推しがちな旧社会秩序＝封建社会への復帰を意味したのではなかった。西ヨーロッパ、というよりはイギリスの場合、18世紀終末期の工場制度の時代にさきだつ数百年の小経営（→マニュファクチュア）の時代があった。この時期はまがいもなく資本主義の時代であって、≪封建的≫ないしは≪半封建的≫な時代ではなかった。生産形態は問屋制であったが、原則的にいって<sup>(2)</sup>、史料上しばしば発見しうるように、「より良い条件をもとめて……親方〔＝前貸人〕を変えた」<sup>(3)</sup>という、きわめてゆるやかな支配関係であり、前期的支配の一類型としての問屋制とはおよそ縁遠い生産形態であった、したがって、産業革命前夜における小経営は、商品生産一般の無政府性に根ざす疎外を別にすれば、他に類をみない、自立＝自律的生産形態であったといえよう。19世紀初期イギリスにおける反進歩主義とは、まさしくこのような生産形態の維持ないしそれへの復帰を旨とするものであった。

- (1) A. E. Musson, The ideology of early co-operation in Lancashire and Cheshire, in : Publications of Lancashire and Cheshire Antiquarian Society, Vol. LXVIII, 1958, p. 124.
- (2) ミッドランドの靴下編工業の場合のように、親方編工にたいする前貸人の支配が強くと、自から編機を所有する編工にたいしても前貸人所有の編機を強制的に賃借せしめ、借り手たる編工を自己の支配下に置く、といった事例もある。Darvall, op. cit., p. 31; R. A. Church, Economic and Social Change in a Midland Town, 1966, p. 35. 拙著『イギリス封建制の解体過程』1964年、248—52ページ。ひとしく≪近代的問屋制≫ではあっても、セクターごとに前貸人＝小生産者間の関係にかなりの相違があった。
- (3) R. Guest, Compendious History of the Cotton-Manufacture, 1823, p. 38.

以上、この時期の社会運動の一般的性格規定をおこなってきたが、次に、これにたいするトミスの見解をたどっていくことにする。ところでトミスは、いまだわが国の学界になじみの薄い学者なので、あらかじめ、かれの略歴を紹介しておくことにしよう。

かれはスターリング大学、史学上級講師の職にある新進の経済史家で、ヨークシャー・ラダイト運動の中心地たるスペン溪谷に生まれた。その後、ラダイト運動の発祥地であり運動の持続期間も殊のほか長かったノティンガムで3年間教職についた経験の持主でもある。こうした事情は自ずとかれの関心を19世紀社会運動の研究へむかわせたとに相違ない。ところでかれは、さいきんのすぐれた経済史家の大部分がそうであるように、地方史研究家としてかれの研究キャリアをスタートさせている。選ばれた地域はノティンガムである。Old Nottingham, 1968 がその処女作であるが、そこでは、主として18、9世紀の200年間に焦点を合わせて叙述が進められており、なかでも終末の2つの章——「ノティンガムのラダイトたち——神話の一素材」、「1812—14年における労働組合の試み」——がブリリアントであるのは、つづく2著作への伏線をなしているかのようである。だが、奇妙なことに、この書物には全く註がなく、読者がその出典に当りながらボレミッシュに読み進むことが不可能なので

ある。興味深い問題提起の2章をふくむこの書であってみれば、まことに残念なことだと思う<sup>(1)</sup>。

- (1) この書物は「……現代的な地方史研究を旨とするシリーズ」の1巻として David and Charles 社より出版され、各巻はすべて“Old……”という修飾詞が付されており「……主として1750年以降を対象とする」、とうたわれている。註がないのは、叢書としての制約によるものか、とも思われるが、一半の責は著者自身にもあるようである。というのは、後述する、同一著者の第3作 “The Luddites—Machine-Breaking in Regency England” 1970 への書評において、評者ピーコック A. J. Peacock も出典指示の不備をかこっているからである。cf. Ec. H. R., 2nd ser., Vol. 24, No. 3, 1971, pp. 489—90.

では、トミスによる3部作の内容の検討へ進む。産業革命期におけるミッドランド3州（ダービー、ノティンガム、レスター）の主たる工業といえば、だれしも「靴下編工業」framework knitting industry; hosiery industry をあげるであろうし、なかでもノティンガムがその中心地であったことに異存はあるまい。かれの3部作における叙述も、当然のことながら、靴下編工をとりまく経済的利害関係の分析、社会運動および都市政治の動向、といったテーマにそってくりひろげられていく。ところで筆者は、北部綿手織工とミッドランド靴下編工との間に看取される生産形態上の差異、ならびに、それぞれの生産形態がはらむネック——後述——によって、手織工なり手編工なりが社会運動へとかりたてられる場合の動機や目的が大幅に規定されてくる、という点を、あらかじめ特に指摘しておきたい。この点は第3作『ラダイツ』においてある程度まであきらかにされるが、他の2著作では、主題が地理的、時間的に限定されているためほとんど看過され、ノティンガム社会運動を扱いはがら、皮肉にも、それに固有の特殊性が浮きぼりにされぬ、というきらいがある。

まずトミスは、靴下編工を社会運動へとかりたてた直接的動機として、1785—1835年における「工賃」wage の傾向的圧下を重視する。もっとも傾向的圧下とはいっても、この間、一貫して低下をつづけたわけではなく、とりわけ18世紀末は、当時の人々が回想しているように靴下編工の「黄金時代」であったとし、1740年頃から「靴下編工 stockinger のように貧しい」という諷めた表現がひろく用いられていた、とするヘンスン G. Henson の主張にたいして懐疑を表明する。そして、19世紀以前の靴下編工は、他職種の生活者に比し、格別しいたげられた地位にあったわけではない、として、ランカシャーの綿手織工の場合同様、19世紀初発より窮乏化した、と主張する。なるほど、19世紀における靴下編工の傾向的窮乏化は顕著であり、それ以前の比ではない。しかし、18世紀においても、靴下編工には、他部門の小生産者にみられない特殊事情があり、これがかれらの実質工賃を劣悪ならしめていたことは、まずまず疑惑の余地のないところである。特殊事情というのは賃機制である。この制度については別の機会に既に言及した<sup>(1)</sup>のでここではくり返さないが、18世紀における靴下編工の劣悪な営業状態を規定した諸条件を伝える若干の史実を以下に指摘しておこう。

- (1) 前掲拙著『小経営の終焉』、第9章(1)、および、同『解体過程』、附論を参照されたい。

時代は1737年、靴下編工は、後に著述家となり、1791年にはこんにちに伝わる著書『ダービー史』History of Derby を著したハトン Wm. Hutton<sup>(1)</sup> である。かれは、1746年義兄より10ポンドを借りて編機一基を購入し、かねての願いであった編機所有者となったが、その結

果は、まことに悲劇的だった。「靴下編機はわたくし自身のものとなったが、仕事の方はさっぱりで、前貸人たち *hosiers* はわたくしに仕事を与えようとしなかった」。すなわち、前貸人の編機を賃借せず、編工自からが編機を所有する場合、前貸人はその編工に仕事を与えようとしなかったのである<sup>(2)</sup>。それどころか、前貸人より仕事を請負うために、自から編機を所有する手編工が前貸人に賃借料(?)を支払っている例すら稀ではなかった<sup>(3)</sup>。

- (1) ハトンについては、W. H. Chaloner, *People and Industries*, 1963, pp. 11—12, 15—17, 19—20. 拙訳『産業革命期の人びと』1967年, 21—22, 28—31, 34—35ページ参照。
- (2) D. George, *England in Transition*, 1931, pp. 62—63. 前掲拙著『解体過程』, 248—52ページ。
- (3) Darvall, *op. cit.*, p. 31.

とはいえ、18世紀中葉までは、大勢として編工の供給が需要に満たず、かれらにとり比較的恵まれた時代であった<sup>(1)</sup>。しかし、1740年代より強敵フランスの登場となり<sup>(2)</sup>、靴下編工の窮状はつる一方であった。というのは、前貸人たちがこうした外圧を編工へ転嫁し、編機賃貸料の引上げと工賃圧下との双方よりかれらを羽交締にしかかかったからである。この羽交締には目に余るものがあった。そこで、1787年、前貸人・靴下編工相互の間で協定が結ばれ、向う20年間の工賃レートが定められたのであった<sup>(3)</sup>。

- (1) 「1730年このかた、件の〔靴下編〕工業は、国内消費の面でも、輸出の面でも顕著な伸びを示した」、*Journals of the House of Commons*, Vol. XXVI p. 787.
- (2) 1774年に、ノティンガムの一靴下編工は下院へ請願する、「……靴下編工業は次の理由からひどい苦境にあります。つまり、フランス人が、わたくしたちよりもはるかに粗略な方法で商品をつくり、したがって当然、はるかに安く売るからです。そのため、わたくしたちが、〔かれらと〕同じ歩調で外国市場へ進出していくことは不可能です」、と。Ibid., Vol. XXIV, p. 825.
- (3) Darvall, *op. cit.*, p. 44; *The Victoria History of the County of Leicester*, Vol. IV, p. 175.

以上、トミス紹介の枠をこえてやや詳細に、18世紀における靴下編工の営業状態を規定した諸条件を述べてきたが、それというのも、筆者自身、かれらに固有の賃機制度に一瞥を加えることなくして靴下編工の社会運動を語ることができない、と考えるからであり、しかも、トミスの三部作がいずれも19世紀に焦点をあわせているために、こうした論点についての一貫した叙述を欠くからである。『政治』の第2章（「生活水準と経済的窮乏」）では、編工をとりまく社会不安の原因として、もっぱら工賃の低下傾向のみが問題視されているが、これではいかにも片手落である。続稿において詳述する予定であるが、靴下編工業にかんする限り生産手段(=編機)破壊の動きはきわめて早期的であり、こうした破壊の動きにたいしてラディズムなる名称が与えられるはるか以前から、しかも、新技術導入→工場制への移行、などと無関係に、1720年代より編機打ちこわしがおこなわれている<sup>(1)</sup>。こうした動きは、賃機制をめぐる靴下編工の潜在的不満をぬきにしては、理解困難であろう。

- (1) たとえば、1725年には、編機の破壊は死刑、前貸人宅を襲撃した場合は流刑、と定めた法令(12 Geo. I, 34)が制定された。Chambers, *Nottinghamshire in the Eighteenth Century*, 1932, p. 117.

では次に、トミスのラディズム観につき検討を加えることにする。これまでの叙述によっ

てもあきらかなように、かれは、「ラディズムは工賃をめぐるではじまったのであり、生産技術〔技術革新〕をめぐるではじまったのではなかった」<sup>4)</sup>、と考える。この規定は、編機賃貸料にかかわる問題看過はさておくとして、少くとも次の2つの点で、従来、わが国に流布していたラディズム観を否定するものである。

(1) Thomis, *Politics and Society*, p. 82.

すなわち、第1点は——かれの第3作『ラダイツ』においていっそう明確となるのだが——ラディズムの地域性を考慮し、ノティンガム・ラディズムの起動因を、工賃をめぐる不満に求めたことである。こうした理解から、かれは、ノティンガム・ラディズムと初期「労働組合」運動との関連を推定し、ヘンスンの言動を跡づけることにより、この推定を裏づけようとする。こうした論点は、主として第1作『ノティンガム』の最終章の課題となる。ここでは、出典不詳の史料——内容から推して『内務省記録』Home Office Paper および各種の「下院特別委員会」Special Commissionersの報告書が中心であろう——を使って、1809年からほぼ1814年にかけてのヘンスン、ノティンガム地方「労働組合」、ラディズム、の3者間の関係がたどられていく。その結果トミスは、1814年当時、「……労働組合は、編機打ちこわしを交渉技術として利用しはじめた。それは、親方に賃上げを余儀なくさせるための、純然たる脅迫だった。……」とする都市当局側の主張と、「……編機を打ちこわした人々は、平和な団結など決して夢みなかった」とする「労働組合」主義者ヘンスンの特別委員会での答弁——これはあきらかに、Six Reports from the Select Committee on Artisans and Machinery, 1824に依拠しているものと思われる——との板ばさみとなり容易に断定を下しえない。結局、史家の「思いきった想像」imaginative leapsにゆだねらるべき事柄だ、と結んでいる。近年、こうした問題をめぐって、パーミンガムのチャーチ博士も興味深い研究、R. A. Church, *Gravener Henson and the making of the English working class*, in: E. L. Jones and G. E. Mingay (ed.), *Land, Labour and Population in the Industrial Revolution*, 1967を發表しており、筆者も、これらの成果をふまえたうえで独自の「思いきった想像」を別稿で發表する予定である。ともあれ、治安当局による謀略ないしおとり戦術、運動主体内部でのセク特的対立——それらの重疊の展開には、こんにちに生きるわれわれに歴史の経過を疑わしめるものがある。

既述のトミスの規定をめぐる留意すべきいま一つの論点は、ノティンガム・ラディズムが「生産技術」、つまり工場制を招来する技術革新をめぐる惹き起されたものではない、とする見解である。ラディズムといえば新技術導入反対運動と同義語のように思いこまれているわが国の理解にかんがみて、この見解は意外に思えるであろう。新技術導入反対運動としての打ちこわしは、1811—16年時点——これが史上いわゆるラダイト運動の継続期間である——では、ヨークシャーのハダスフィールド、リーズを中心とする毳取工の「起毳機」gig-mill および「剪断機」machine-shear 打ちこわしのみである。こうした論点は、第3作『ラダイツ』の第2章（「ラディズムの諸原因」）で主として展開される。新技術導入から工場制へ、という動きが最も早かった北部綿工業地帯の場合でも、上記の運動継続期間中は、いまだ綿手織工をして力織機破壊へとかりたてしめるほどの力織機普及状態とはなっておらず、そうした状態の到来は1825年以降にまたねばならなかった。本来の新技術導入反対のための打ちこわしは1826年に起ったことが、さいぎんの研究<sup>5)</sup>によりあきらかとなった。したがって、1812年における北部綿工業地帯のラダイトたちは、新技術導入反対とは別個の動機

によって運動へとかりたてられたに相違なく、運動へおもむいた「生産者たち workmen の厳密な産業上の目的を確定することは困難である」。そこでトミスは、この地域におけるラディズムの原因を、綿紡績工程への機械導入以来北部の綿手織工たちをとらえてきた「機械反対の雰囲気」anti-machinery element に帰している（『ラダイツ』、第2章）。

(1) D. Bythell, *The Handloom Weavers*, 1969, pp. 199—204.

ともあれ、ラディズムは、その「破壊活動」にもかかわらず、ミッドランド、ウエスト・ライディング、北部綿工業地帯、のそれぞれの運動中心地で想像を絶するほどの大衆的支持をかちえているのである。一例をあげれば、ハダスフィールドでは、工場の警戒に動員された兵士たちがラダイトの思想に染まるのを恐れて、派遣軍が一ヶ所に長く駐屯するのを禁じたほどであった<sup>(1)</sup>。トミスも『ラダイツ』の随所、とりわけ第4、第5両章においてこれに類する事実を指摘している。こうした諸事例をふまえるならば、トミスの指摘するように、ウエスト・ライディングならびに北部綿工業地帯一帯に「機械反対の雰囲気」がみなぎっていたことは想像に難くない。とりわけ、工場制化の先進地たる北部綿工業地帯でこうした「雰囲気」が強く張り結めており、「厳密な産業上の目的」がなくとも「一般大衆 the general mass of the people の共感と黙認」を背景にラダイト運動が発生し、燎原の火のごとくひろがっていったのである<sup>(2)</sup>。

(1) D. F. E. Sykes, *The History of Huddersfield and its Vicinity*, 1898, pp. 275—76.

(2) 1812年の *Annual Register* はいう、「……多数の下層階級の心的態度がかれら〔ラダイトたち〕にさからうどころか、好意的だったがために、違反者を発見したり、よしんば発見されたとしても逮捕したり、逮捕された人々に帰さるべき罪について証拠をうるものがきわめて困難になった」と。Ibid., 1812, p. 386.

☆ ☆ ☆

以上、トミスの近業3篇を中心にラディズム研究の素描を試みてきたが、この運動は、単に職人的偏狭さからする旧生産者層の守旧的運動として処理しうるものではない。地域ごとに異なった動機をもち、かつ、それぞれの地域の零細前貸人、小生産者等「当時もっとも活動的で、戦闘的で、政治的に自覚した人々」(E. J. ホブズボーム)により支えられた無数の、しかも断えることのない社会運動<sup>(1)</sup>の一環をなすものであった。また、この運動と初期「労働運動」との関連は依然謎につつまれたままであるし、その宗教的背景についても、複雑ではあるが興味深い問題が数多く残されている。ともあれ、ラダイト運動には今後の解明にまたねばならぬ部分が少なからず存在するが、「戦後民主主義」がワン・サイクルを經過し、革新的諸組織の「アンシュタルト」Anstalt (M. ウェーバー)化があらわとなったこんにち、ラディズムをふくむ19世紀初期イギリスの社会運動史研究は、単なる学問的関心を越えた課題たりうるであろう。

(1) 「19世紀初期イギリスの労働者階級史を研究しようとするものは、さまざまな形態の運動——労働組合的、政治的、協同組合的ならびに教育的——が広範に重複しあっている、との印象をうけるであろう。同一の人々が、断えず、組織の名目的目的に従って、さまざまな装いのもとに再出する。……チャーチズム、労働組合主義、および短期の運動の間の区別は、歴史家にとっては恐らく必要であろうが、それは、応々にして、いくぶん人為的である」。I. J. Prothero, *London Chartism and the trades*, in: *Ec. H. R.*, 2nd ser., Vol. XXIV, No. 2, p. 202.